

株主の皆様へ

第178期定時株主総会 交付書面省略事項

業務の適正を確保するための体制 及び当該体制の運用状況	1 ページ
連結株主資本等変動計算書	7 ページ
連結注記表	8 ページ
株主資本等変動計算書	22 ページ
個別注記表	23 ページ

株式会社フジクラ
(証券コード 5803)

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容

(1) 当社の経営体制及び内部統制システムの実施主体

【経営体制】

ア 取締役会

当社は2017年に監督と執行の分離を目指し、監査等委員会設置会社へ移行した。2025年3月期に係る定時株主総会終了後における取締役総数は10名、うち社外取締役6名（監査等委員でない取締役3名、監査等委員である取締役3名）、社内取締役4名（監査等委員でない取締役3名、監査等委員である取締役1名）の体制となる。取締役会の過半数を構成する社外取締役は、当社経営から独立した者であり、それぞれ経営経験、財務・会計などの専門的知見を備えている。取締役会での経営に関わる重要事項（中長期戦略の立案、事業ポートフォリオの見直し等）は、これら多様な知見や専門知識を備えた社外取締役と社内取締役による十分な討議をもって決定される。なお、取締役会の構成は、業務執行取締役3名と業務執行を行わない取締役7名であり、業務執行を担わない取締役が取締役会の議長となって議事を主導する。

イ 業務執行体制

当社では、取締役会の決議により、最高経営責任者（CEO：Chief Executive Officer）、最高財務責任者（CFO：Chief Financial Officer）及び最高技術責任者（CTO：Chief Technology Officer）を設置する体制としている。CEO（以下、「代表取締役社長CEO」と表記することがある。）は、当社及び当社の子会社から成る企業集団全体（以下、「当社グループ」と総称し、各子会社を「グループ会社」という。）についての最高経営責任者となる。CFOは、極めて高い専門性を必要とする財務分野での最高責任者、CTOは、同じく技術開発分野での最高責任者となる。CEOをトップとしてCFO及びCTOがCEOの機能を補完又は支援する、いわば「三頭体制」をとることで、より高度かつ実効的な経営判断に基づく事業運営が可能となる。

ウ 監査等委員会

監査等委員会は、2025年3月期に係る定時株主総会終了後において、1名の常勤社内取締役と3名の社外取締役の合計4名で構成される。

また、監査等委員会の管下に二つの組織を配置し、専任の常勤者によりその活動を補助する。具体的には、第一に監査等委員会室は、監査等委員会の円滑な運営及び事務に関する補助を行う。第二に、監査部は、監査機能の独立性及び実効性向上のために、2026年4月1日付で代表取締役社長CEOから監査等委員会の所管へ移動し、内部監査を行うと共に、監査等委員会の監査・監督活動の補助を行う。

エ 独立社外取締役会議

社外取締役は、当社経営から独立した客観的な立場から、その専門的知見に応じて監査等委員又は取締役として職務を遂行するところ、取締役会における議論を実効的に行うために独立社外取締役のみで構成する独立社外取締役会議を設け、特に全社業務執行に係る重要な案件について、報告・討議、情報共有を行うとともに、社外取締役間の情報交換・認識共有等を図り、必要に応じて取締役会・業務執行取締役に対し提言を行う。

【業務執行取締役による内部統制システムの構築及び監査等委員会による監査】

業務執行取締役は、その所管する事業部門、事業部門を支援する部門若しくはコーポレート部門又はグループ会社について、自ら又は管下に配置される執行役員による業務執行を統轄し、以下2. 及び3. に定める内部統制システムの遵守・実行の責任を負う。また、業務執行取締役は、内部統制システムを決定する取締役会の一員である立場から、内部統制システムの適正性について責任を負う。

監査等委員会は、業務執行取締役の職務の執行に係る内部統制システム（以下2. ）の遵守及び実行の状況を監督する。このため、必要に応じて自ら当社及びグループ会社の状況を調査し、執行側から提供される情報の内容を確認・検証するほか、業務執行取締役をはじめとする執行の当事者に直接説明を求める。以上と合わせ、監査等委員会は、内部統制システムを決定する取締役会の一員である立場から、内部統制システムの適正性について責任を負う。

(2) 会社法第399条の13第1項第1号ハの事項

【取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備】

ア 会社法第399条の13第1項第1号ハの事項

【取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制】

当社の主要な意思決定は、取締役会と取締役会から権限を委譲された業務執行取締役によって行われる。取締役会に付議すべき議案は、経営企画室や法務室などが事前に法令・定款への適合性を検証する。取締役会では、取締役及び監査等委員による他の取締役の業務執行に対する監督に加え、専門性を有する社外取締役（弁護士、公認会計士など）が審議に加わって十分な確認を行う。

「業務執行取締役の責任・権限規程」の定めに基づき業務執行取締役に権限移譲された決定事項は、専用のデータベースに登録され、関係するコーポレート部門及び監査等委員会室が内容の確認を行い、あるいは業務執行取締役に詳細を確認する等して法令・定款への適合性を確認する。さらに、各監査等委員はデータベースに登録された情報を常に関連することができ、自ら又は監査等委員会室を通じて適宜その内容・詳細を確認する。

コーポレート部門は、取締役の職務の執行に関して法令、定款又は社内の規程に違反する事実を発見したときは、直ちに自部門を所管する業務執行取締役及び監査等委員会に報告する。監査部は、取締役の職務の執行に関して法令、定款又は社内の規程に違反する事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。また、適法性に関して特に注意すべき事項は、定期的に開催されるコンプライアンス委員会等で共有が図られ、コンプライアンス活動等についてトップマネジメントの指示がなされる。

また、内部通報制度は、「内部通報制度運用規程」において、通報窓口を人事・総務部及び外部弁護士としてその運用の独立性を確保し、かつ通報者に対する不利益取り扱いの禁止及び匿名性の確保を担保している。

会社法施行規則第110条の4第2項第1号から第5号について以下のとおりとする。

イ 会社法施行規則第110条の4第2項第1号の事項

【取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制】

取締役会の報告・決定事項及び業務執行取締役の決定事項に関して報告・決定のため作成され、会議等において共有された文書並びに報告・決定内容を記す議事録等の文書については、経営企画室及び法務室が管理・保存し、関係先の照会に応ずる体制をとる。

経営執行会議、経営革新委員会、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会、サステナビリティ推進委員会その他の重要な意思決定及び情報伝達を目的とする会議の配布・討議資料並びに議事録などの文書は、各会議の主管部門が自ら定める規律に従って一元的に保管管理し、必要に応じて社内関係先からの照会に応ずる体制をとる。

会議体によらない書面による意思決定に関しては、当該決定事項を所管する部門が、決定内容を記した文書の適宜の保管管理及び社内関係先からの照会に応ずる体制をとる。

ウ 会社法施行規則第110条の4第2項第2号の事項

【損失の危険の管理に関する規程その他の体制】

当社が管理すべきリスク（グループ会社で生じたものを含む。）を、事業機会に関連するリスク（『戦略リスク』）と事業活動の遂行に関連するリスク（『業務リスク』）に分類し、戦略リスクについては、意思決定を行う取締役会と業務執行取締役がそれぞれ決定に至る検討過程でこれを管理する。他方、業務リスクについては、「フジクラ リスク管理規程」に基づき代表取締役社長CEOを委員長とするリスクマネジメント委員会が管理する。

重大な損失が発生又は発生が急迫している場合の危機管理は、上記リスク管理規程において、トップマネジメントへの情報の速やかな伝達と集中、対応組織の構築及び責任体制等を定める。

エ 会社法施行規則第110条の4第2項第3号の事項

【取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】

取締役会は、経営の監督に集中する観点から成長戦略の中核となる年度及び中期の経営計画や規模の大きなM&Aなどの極めて重要な事項について、十分かつ充実した審議をもって決定する。このため、取締役会の構成は、業務執行取締役だけでなく、多様な専門的知見を持ち、かつ当社経営から独立した社外取締役を含む業務執行を行わない取締役を過半数とする。

業務執行取締役は、自己の管掌する組織に専属する事項や比較的リスクの少ない事項について管下の執行役員等による職務権限を委譲し、その統轄及び重要な事項について決定権限を持ち、迅速果断な意思決定により機動的で効率的な執行を行う。

オ 会社法施行規則第110条の4第2項第4号の事項

【使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制】

日常的な業務については、主にコーポレート部門が定める社内規程や教育、個別の指導等により適法性を確保するとともに、当該コーポレート部門は各部門による社内規程の運用状況等について適宜モニタリングを実施する。監査部による監査では、課題の抽出、改善提案及びその実施確認が行われる。監査部は、従業員その他当社業務に従事する者の職務の執行に関して法令、定款又は社内規程に違反する事実を発見したときは、直ちに監査等委員会及び関係する業務執行取締役等に報告する。

当社従業員その他当社業務に従事する者の諸法令の遵守については、コンプライアンス推進のための「グループ行動規範」の策定と周知を通じてその徹底を図るとともに、代表取締役社長CEOが委員長を務めるコンプライアンス委員会が当社グループを統括し、課題の抽出や情報の共有化、コーポレート部門が企画する法令遵守のための教育その他の諸施策について、グループ経営の観点から方向付けを行う。また、当社従業員その他当社業務に従事する者は、その職務の執行に関し適法性に疑義のある事実を発見したときは、直ちにコンプライアンス委員会事務局へ報告する。

内部通報制度として、当社従業員その他当社業務に従事する者は、匿名性の確保及び通報者の不利益取り扱い禁止を定める「内部通報制度運用規程」に基づき、人事・総務部及び外部弁護士に対して通報を行うことができる。

カ 会社法施行規則第110条の4第2項第5号イ、ロ、ハ、ニの事項

【企業集団における業務の適正を確保するための体制】

グループガバナンスの体制並びに各グループ会社から当社への報告・承認プロセス等統制に関わる事項及び運用は、「グループガバナンス基本方針」において定める。業務執行取締役は、直接又は自己の所管する部門を通じて管下のグループ会社の経営全般について責任を負う。

(イ) 子会社の取締役、業務を執行する社員等（以下、「取締役等」という）の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

所管部門又はグループ会社を直轄する業務執行取締役は、グループ会社からの報告を規律するものとして事業部門経営会議規程等を設け、グループ会社の経営成績等の事項については毎月、人事・組織、設備投資、製品品質その他の重要な事項については適時に報告を受ける。

(ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各グループ会社は、自らリスク管理を行うことを基本としてリスク管理に関する体制を整備する。所管部門又はグループ会社を直轄する業務執行取締役は、所管するグループ会社で生じたリスクについて適時・適切に報告を受け、発生したリスクの対応につきグループ会社を支援・指導する体制を整備する。

(ハ) 子会社の取締役、業務を執行する社員等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、個々のグループ会社についてそれぞれの役割・機能を明確に定め、これらグループ会社を含めた企業集団として経営計画を策定する。定期的な実績報告や緊密な連携の下での予実管理等とともに、人事交流などを通じて綿密かつ円滑に意思疎通を行うことができる体制とする。

(ニ) 子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

各グループ会社は法令遵守に関する責任者を置く。当該責任者は、法令遵守状況の当社への報告、当社が定める個別の法令遵守のための諸施策に係るグループ会社における実行等を行う。また、グループ会社の取締役、従業員その他の当該グループ会社の業務に従事する者は、その職務の執行に関し適法性に疑義のある事実を発見したときは、直ちに当社のコンプライアンス委員会事務局へ報告する。

コーポレート部門は、グループ会社の取締役、従業員等がグループ会社の業務に従事する者の職務の執行に関して、法令、定款又は当社が定める個別の法令遵守のための諸施策等に違反する事実を発見したときは、直ちに自部門を所管する業務執行取締役及び監査等委員会に報告する。

監査部は、グループ会社の取締役、従業員等がグループ会社の業務に従事する者の職務の執行に関して、法令、定款又は当社が定める個別の法令遵守のための諸施策等に違反する事実を発見したときは、直ちに監査等委員会及び関係する業務執行取締役に報告する。

各グループ会社は、その従業員等が当社の内部通報制度を利用し又は社外弁護士へ直接通報できる内部通報制度を整備する。

(3) 会社法第399条の13第1項第1号(ロ)の事項

【監査等委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項】

会社法施行規則第110条の4第1項第1号から第7号について以下のとおりとする。

ア 会社法施行規則第110条の4第1項第1号、第2号及び第3号の事項

【当該株式会社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項】

【前号の取締役及び使用人の当該株式会社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項】

【当該株式会社の監査等委員からの第1号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項】

経営企画室を所管する業務執行取締役は、監査等委員会がその職務の執行のため必要なものとして要求する体制の整備について責任を負い、合理的な理由なくこれを拒否することはできない。

また、当該取締役は、監査等委員会の職務の執行を補助する組織として監査等委員会室を設置し（最低1名の専任者を配置する。）、当該委員会室を監査等委員会の指揮下に置き、監査等委員会から当該委員会室の権限・予算・要員等に関して要求があった場合、合理的な理由なくこれを拒否することはできない。加えて、2026年4月1日付で、監査部を代表取締役社長CEOから監査等委員会の所管に変更し、監査の独立性及び実効性の向上を図ることとした。

イ 会社法施行規則第110条の4第1項第4号イの事項

【当該株式会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び会計参与並びに使用人が当該株式会社の監査等委員会に報告をするための体制】

業務執行取締役及び使用人は、法令又は定款に違反する会社の行為又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告しなければならない。また、人事・総務部は、「フジクラ リスク管理規程」に定める重大リスクに関する情報の伝達や重大リスクに該当するおそれのある内部通報を受けたときは、直ちに監査等委員会へ報告しなければならない。

業務執行取締役が決定しようとする事項及び事業部門経営会議で報告される事項は常に監査等委員会の閲覧に供されることとし、このため業務執行取締役は当該事項を所定のデータベースへ登録しなければならない。経営企画室、法務室及び監査等委員会室は、協働して当該データベースに登録された情報を確認し、追加の情報収集などを行った上で必要に応じて監査等委員会へ報告し、あるいは取締役会へ付議するなどの措置をとる。

監査等委員は、監査等委員会の職務の執行としていつでも社内の会議に陪席することができるほか、関係する書面や記録等を閲覧することができる。また、監査等委員会は必要と判断したときはいつでも、関係する業務執行取締役及び使用人に詳細を質問し、あるいは調査を求めることができ、業務執行取締役及び使用人はこれに応じなければならない。

ウ 会社法施行規則第110条の4第1項第4号ロの事項

【当該株式会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当該株式会社の監査等委員会に報告をするための体制】

グループ会社の取締役、監査役及び使用人は、当社あるいは当該グループ会社に法令又は定款に違反する行為又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、監査等委員会へ直ちに報告しなければならない。また、人事・総務部は、「フジクラ リスク管理規程」に定める重大リスクに関する情報の伝達や重大リスクに該当するおそれのある内部通報を受けたときは、直ちに監査等委員会へ報告しなければならない。

グループ会社について、これを所管する業務執行取締役は、当該グループ会社に対して上記の報告義務を徹底させなければならない。

コーポレート部門及び事業部門内の管理部門等は、グループ会社の行為に不正又は不適切な事実を発見したときは、直ちに監査等委員会へ報告しなければならない。

エ 会社法施行規則第110条の4第1項第5号の事項

【前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制】

当社及びグループ会社は、3.（2）又は（3）の監査等委員会に対する報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをしない。

オ 会社法施行規則第110条の4第1項第6号の事項

【当該株式会社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項】

当社は、監査等委員会の年間の監査計画に基づき、それに要する費用につき予算措置を講じる。監査計画外の随時の活動に要する費用は、社外の専門家等の活用に必要なものを含め、監査等委員会の職務の執行として合理的である限りにおいてこの費用を支弁し、又は費用の支払いを当社に求めたときは、当社はこれを負担する。

カ 会社法施行規則第110条の4第1項第7号の事項

【その他当該株式会社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制】

監査等委員会は、代表取締役社長CEOを含め業務執行の責任を負う取締役又は執行役員その他の使用人を対象に、取締役会以外で意見交換や質問等の機会を求めることができ、この窓口となる経営戦略部門担当取締役は、監査等委員会の請求の主旨を踏まえ、請求に応ずるため必要な調整を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

（1） リスクマネジメント・コンプライアンス体制

リスクマネジメントでは、全社リスクの収集及びその全社における情報共有並びに個別の事案への対応を適切に推進しています。当年度においては、リスクマネジメント委員会を2回開催いたしました。同委員会では当社グループにおける短期的課題と全社に与える影響の大きなリスクとして6つの項目（法令遵守リスク、サプライチェーンリスク、情報セキュリティリスク、品質保証リスク、安全衛生管理リスク、地政学リスク）について、それぞれ統制主管部門及び当年度におけるサブテーマを設けて子細な対応等を行ってまいりました。

コンプライアンスでは、当社グループにおけるコンプライアンスに関して、情報共有及び個別の事案への対応を適切に推進しています。当年度においてはコンプライアンス委員会を3回開催いたしました。同委員会では、事業活動における個別の法令の遵守状況に関する経営層への情報共有及び課題の討議を行うとともに、マネジメントシステムの構築・維持・管理、並びに浸透・啓発活動を推進してまいりました。

業務執行取締役に決裁権限を委譲された事項は、当該事項に係るコーポレート部門及び監査等委員会の活動を補助する組織である監査等委員会室が、法令・定款に適合していることを確認しています。また、業務執行取締役の管理下で遂行される日常的な業務については、監査部、各コーポレート部門、事業部門管理組織等が適法性・妥当性について管理を行ってきました。

他方、監査等委員会は、執行部門から独立した機関として、リスクマネジメント委員会とは別個にグループ全社のリスク管理状況について適宜監査を行っています。また、当社の内部統制システムの妥当性及び実効性についても監査を行っています。

当社及びグループ会社は、それぞれ公益通報制度として内部通報制度を運用しています。内部通報制度では、社内外に受付窓口を設け、通報者の匿名性を確保し、また、通報者に対する不利益取り扱いを禁止しています。また、内部通報制度は適切に運用されており、その運用状況は監査等委員会及びコンプライアンス委員会へ報告されています。

（2） グループガバナンス体制

グループ会社の効率的な運営を含むグループガバナンスでは、各事業部門又はコーポレート部門等は、その所管するグループ会社に対して「リスク管理規程の整備」、「法令遵守責任者の設置」、「内部通報制度の整備」を求め、全グループ会社における適切な整備を進めています。また、各事業部門等は、グループ会社を含めた事業部門経営会議等を定期的に開催してグループ会社からの適時適切な報告体制を確保しつつ、効率的に事業運営を遂行しています。

また、前年度に設けた「グループガバナンス基本方針」に基づき、全グループ会社に対して当社の決裁権限表と

整合性を持ったグループ会社内での決裁権限の明確化及び規程化、並びに親会社である当社による適切な統制体制の整備・浸透等を進めてグループガバナンスの一層の強化を進めています。

（３） 監査等委員会の活動の実効性を確保する体制

監査等委員会の職務を補助する組織として、監査等委員会室を設けて専任者を配置しています。なお、監査等委員会室は業務執行側からの独立性を有し、監査等委員会から直接の指示・命令を受け、監査等委員会の支援を行っています。また、上記１（１）ウのとおり、2026年４月１日から監査部が監査等委員会の所管となり、その職務を補助しております。

監査等委員は、社内会議への出席権限、業務執行取締役の決裁に係る事項を登録したデータベースへのアクセス権限を有し、必要に応じて調査等を実施しています。

加えて、監査・監督機能をより実効的なものとするため、取締役会とは別に、監査等委員会と業務執行取締役や個別の事業を担務する執行役員との定期的な会合の場を設けて、意見交換などを行ってきました。

また、監査等委員会は、会計監査人及び監査部との間で四半期ごとに三様監査協議会を実施しています。同協議会では、内部統制システムの運用状況や監査の状況に関する情報共有、不正リスク低減に関する意見交換などを行って監査の実効性確保に努めています。

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	53,076	24,290	272,764	△10,375	339,755
当期変動額					
剰余金の配当			△44,639		△44,639
親会社株主に帰属する当期純利益			157,163		157,163
自己株式の取得				△40	△40
自己株式の処分		213		37	250
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	213	112,524	△2	112,734
当期末残高	53,076	24,503	385,288	△10,377	452,489

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	5,960	342	59,463	1,974	67,739	27,836	435,329
当期変動額							
剰余金の配当					—		△44,639
親会社株主に帰属する当期純利益					—		157,163
自己株式の取得					—		△40
自己株式の処分					—		250
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,505	△447	34,116	1,964	40,138	4,993	45,130
当期変動額合計	4,505	△447	34,116	1,964	40,138	4,993	157,864
当期末残高	10,465	△106	93,580	3,937	107,876	32,828	593,193

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社は92社であります。

西日本電線株式会社
 フジクラ電装株式会社
 株式会社東北フジクラ
 株式会社フジクラハイオプト
 沼津熔銅株式会社
 フジクラプレジジョン株式会社
 フジクラソリューションズ株式会社
 株式会社フジクラ・ダイヤケーブル
 藤倉商事株式会社
 株式会社スズキ技研
 株式会社シンシロケーブル
 フジクラ物流株式会社
 株式会社フジクラビジネスサポート
 富士資材加工株式会社
 米沢電線株式会社
 ファイバーテック株式会社
 株式会社フジクラプリントサーキット
 株式会社フジクラエナジーシステムズ
 Fujikura Conec (THAILAND) LTD.
 Fujikura Asia Ltd.
 Fujikura Europe Ltd.
 Fujikura Hong Kong Ltd.
 FIMT Ltd.
 珠海藤倉電装有限公司
 藤倉電子（上海）有限公司
 Fujikura Fiber Optics Vietnam Ltd.
 藤倉连接器（上海）有限公司
 Fujikura Automotive (Thailand) Ltd.
 広州藤倉電線電装有限公司
 藤倉烽火電材料科技有限公司
 藤倉（中国）有限公司
 Fujikura Automotive Vietnam Ltd.
 FUJIKURA CONEC VIETNAM COMPANY LIMITED
 Fujikura Electronics (Thailand) Ltd.
 Fujikura Europe (Holding) B.V.
 America Fujikura Ltd.
 AFL Telecommunications Holdings LLC
 AFL Telecommunications LLC
 AFL Telecomunicaciones de Mexico, S. de R.L. de C.V.
 AFL Network Services Inc.
 Fujikura Automotive America LLC
 Fujikura Automotive Holdings LLC
 Fujikura America, Inc.
 AFL Enterprise Services, Inc.
 Fujikura Automotive Mexico, S. de R.L. de C.V.
 Dossert Corporation

Verrillon Inc.
 Fujikura Automotive Paraguay S.A.
 Fujikura Automotive Mexico Queretaro, S.A. de C.V.
 Fujikura Automotive do Brasil Ltda.
 Fujikura Automotive Europe GmbH
 Fujikura Automotive Morocco Kenitra, S.A.S.
 Fujikura Automotive Europe S.A.U.
 Fujikura Automotive Romania S.R.L.
 Fujikura Automotive Morocco Tangier, S.A.S.
 Fujikura Automotive Ukraine Lviv LLC
 AFL Telecommunications, Inc.
 Fujikura Electronics Vietnam Ltd.
 ATI Holdings, Inc.
 ATI International Investments Inc.
 ATI Telecom International Company
 Telecom Professional Services Inc.
 Alta Telecom, Inc.
 AFL Telecommunications Australia Pty Ltd.
 AFL Telecommunications Holdings UK Limited
 FibreFab Inc.
 AFL Hong Kong Limited
 AFL Telecommunications UK Limited
 AFL Telecommunications (Shenzhen) Co., Ltd.
 Tier2 Technologies Ltd.
 Fujikura Automotive India Private Ltd.
 Fujikura Automotive Czech Republic, s.r.o.
 Fujikura Automotive Services Inc.
 America Fujikura India Private Ltd.
 AFL Solutions, Inc.
 AFL Netherlands B.V.
 LFA Ventures LLC
 ITC Service Group Intermediary LLC
 ITC Service Group Acquisition LLC
 Spligitty Fiber Optic Services, Inc.
 America Fujikura de Mexico, S. de R.L. de C.V.
 AFL Singapore Pte. Ltd.
 AFL East Inc.
 Beam Wireless Incorporated
 Fujikura Electronic Components (Thailand) Ltd.
 藤倉香港貿易有限公司
 藤倉（上海）商務服務有限公司
 AFL Telecommunications Poland sp. z o.o.
 ForzaTelecom NPC, LLC
 DAS Group Professionals, LLC
 FPCL USA LLC
 藤倉電子貿易服務（上海）有限公司

前連結会計年度との比較

新規設立したことにより、FPCL USA LLCが連結子会社となりました。

新規設立したことにより、藤倉電子貿易服務（上海）有限公司が連結子会社となりました。

第一電子工業株式会社を、当社に吸収合併したため、連結の範囲から除外しました。

清算終了したことにより、Fujikura Automotive MLD S.R.L. を連結子会社から除外しました。

DDK (Thailand) Ltd. は、Fujikura Conec (THAILAND) LTD. に社名を変更しました。

第一電子工業（上海）有限公司は、藤倉连接器（上海）有限公司に社名を変更しました。

DDK VIETNAM LTD. は、FUJIKURA CONEC VIETNAM COMPANY LIMITEDに社名を変更しました。

株式会社フジクラファシリティーズ等、連結の範囲から除外した子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていません。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社のうち、以下の会社に対する投資については持分法を適用しております。

持分法を適用した会社 主要会社名

非連結子会社 1社 Fujikura (Malaysia) Sdn. Bhd.

関連会社数 11社 藤倉化成株式会社

前連結会計年度との比較

株式を取得したことにより、F3 GP Inc.、F3 Limited Partnership、Avirata AFL Connectivity Systems Limitedを持分法適用の範囲に含めております。

株式を売却したことにより、烽火藤倉光纖科技有限公司を持分法適用の範囲から除外しました。

株式会社西電デンソー等、持分法を適用しない会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要な影響を及ぼしていません。

なお、持分法適用会社のうち決算日が連結決算日と異なる会社の南京華信藤倉光通信有限公司については、当該会社の直近事業年度に係る財務諸表を使用しており、その他の決算日が連結決算日と異なる会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

次の会社の決算日は、連結決算日と異なる12月31日であります。連結計算書類作成にあたっては、連結決算日現在で実施した本決算に準じた仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

Fujikura Conec (THAILAND) LTD.	藤倉连接器（上海）有限公司
珠海藤倉電装有限公司	広州藤倉電線電装有限公司
Fujikura Asia Ltd.	藤倉（中国）有限公司
FIMT Ltd.	藤倉烽火光電材料科技有限公司
Fujikura Hong Kong Ltd.	Fujikura Electronics (Thailand) Ltd.
Fujikura Fiber Optics Vietnam Ltd.	Fujikura Automotive Vietnam Ltd.
藤倉電子（上海）有限公司	FUJIKURA CONEC VIETNAM COMPANY LIMITED
Fujikura Automotive (Thailand) Ltd.	Fujikura Electronic Components (Thailand) Ltd.
藤倉香港貿易有限公司	藤倉（上海）商務服務有限公司
AFL Telecomunicaciones de Mexico, S. de R.L. de C.V.	Fujikura Automotive Mexico, S. de R.L. de C.V.
Fujikura Automotive Mexico Queretaro, S.A. de C.V.	Fujikura Automotive Paraguay S.A.
America Fujikura de Mexico, S. de R.L. de C.V.	Fujikura Automotive do Brasil Ltda.
AFL Telecommunications (Shenzhen) Co., Ltd.	藤倉電子貿易服務（上海）有限公司

(4) 在外子会社及び在外関連会社における会計処理基準に関する事項

「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 2019年6月28日）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号 平成30年9月14日）を適用し、在外子会社及び在外関連会社に対して、連結決算上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法（月別）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物 主として 50年

機械装置 主として 7年～10年

無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③ 引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

関税引当金

輸入した製品に係る将来の追加関税支払いによる損失に備えるため、発生可能性を勘案のうえ、追加関税の支払見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上し、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産として計上しております。また、一部の連結子会社については、退職給付債務の算定にあたり、期末自己都合要支給額等を退職給付債務とする簡便法を採用しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については発生時から従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により費用処理する方法を採用しております。また、数理計算上の差異については発生の翌連結会計年度から、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により費用処理する方法を採用しております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は情報通信事業部門、エレクトロニクス事業部門、自動車事業部門、エネルギー事業部門に亘って、主として完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。また、不動産事業部門においては、約束された財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

重要なヘッジ会計の方法

(i) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(ii) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約等 金利スワップ	外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引 借入金の変動金利

(iii) ヘッジ方針

外貨建取引における為替変動リスク、一部の借入金における金利変動リスクについてヘッジを行っております。

(iv) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っております。但し、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんの償却は、主として10年間の定額法により償却を行っております。

(会計上の見積りに関する注記)

連結計算書類で認識している重要な会計上の見積りに関する情報は、下記のとおりです。

・中国光素線事業の固定資産の減損

中国光素線事業は情報通信事業部門に含まれており、当該事業を資金生成単位としております。

中国光素線事業は、当連結会計年度は営業利益を計上しました。中国の光ファイバ市場について、過年度より経営環境の著しい悪化が継続しておりましたが、足元では急激な良化が観測されております。これは比較的短期間における景気動向に基づくものであり、将来にわたる継続性について不確実性が残るため、従前に認識した経営環境の著しい悪化が解消されたとの判断には至っておりません。加えて、藤倉烽火光電材料科技有限公司（以下、「FFOE社」）の主要顧客の購買計画に対する不確実性があること、及び販売価格が下落するリスクがあることから、減損の兆候があると判断しました。減損損失の認識の判定を行った結果、中国光素線事業の使用価値が同事業に帰属する固定資産の帳簿価額9,832百万円を上回ることから、当連結会計年度において減損損失の認識は不要であると判断しました。

減損損失の認識の判定にあたって見積った使用価値は、FFOE社の董事会によって承認されたFFOE社の翌事業年度計画を基礎として現時点の状況を適切に反映した直近の中国光素線事業の将来計画に基づいております。将来計画に含まれる見積り製品販売価格は、直近での客先と合意した販売価格が継続するものと仮定しております。また、将来キャッシュ・フローの見積り期間は、主要な固定資産の残存償却年数とし、税引前加重平均資本コスト15.27%により現在価値に割り引いております。

これらの主要な仮定は不確実性を伴うため、例えば、当社の想定よりもFFOE社の販売する光母材の販売価格が下落し、中国光素線事業の使用価値が固定資産の帳簿価額を下回った場合は、翌連結会計年度において中国光素線事業に帰属する固定資産に対して減損損失を計上する可能性があります。

・FPC事業の固定資産の減損

FPC事業はエレクトロニクス事業部門の主力事業であり、当該事業を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。

2025年3月期において、当該事業の競争環境の激化や品種構成の悪化に伴い事業の収益性が低下する見通しとなったため、当該事業に帰属する固定資産に対し減損損失の認識の判定を行った結果、7,273百万円の減損損失を計上しました。

当連結会計年度においても、厳しい競争環境が継続していること、及び顧客への売上が計画通りに進まないリスクを中期計画に反映した結果、経営環境の著しい悪化の懸念が払拭できないため、減損の兆候があると判断しました。減損損失の認識の判定を行った結果、FPC事業の割引前将来キャッシュ・フローの総額が同事業に帰属する固定資産の帳簿価額19,783百万円を上回ることから、当連結会計年度において減損損失の認識は不要であると判断しました。

減損損失の認識の判定にあたって見積った割引前将来キャッシュ・フローは、FPC事業の将来計画に基づいております。当該将来計画は、主要顧客への売上及び粗利見込み並びに拠点の統廃合によるコスト削減等の仮定を含んでおります。また、将来キャッシュ・フローの見積り期間は、FPC事業の主要製造拠点であるFujikura Electronics (Thailand) Ltd. 社における機械装置の残存償却年数としております。

これらの主要な仮定は不確実性を伴うため、例えば、更なる競争環境の激化による主要顧客への売上及び粗利の未達や拠点統廃合の進捗の遅延によりコスト削減が進まず、FPC事業の割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回った場合は、翌連結会計年度においてFPC事業に帰属する固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

・繰延税金資産の回収可能性

当連結会計年度の連結計算書類に計上した繰延税金資産の金額は29,528百万円であります。

当社グループ各社の将来課税所得見込み等に基づいて、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来課税所得見込み等の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

・米国子会社における関税引当金

America Fujikura Ltd.は、当連結会計年度において、米国での一部輸入製品について、U.S. Customs and Border Protection（以下、「CBP」）より原産国の判断の相違に基づく追加関税に係る是正措置を受けました。同社は、外部専門家の助言を踏まえ、当該措置に対してCBPへの異議申し立てを行うとともに、課税について確認を行う方針です。

一方、当該取引と類似する輸入プロセスを経る製品に係る関税について、CBPによる是正措置を受ける可能性があることから、当連結会計年度において関税引当金13,624百万円を計上しております。

今後のCBPに対する異議申し立て及び確認の結果によっては、翌連結会計年度の連結計算書類において、関税引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	526,744百万円
(2) 有形固定資産の減損損失累計額	69,289百万円
(3) 担保資産及び担保付債務	
① 担保に供している資産	
土地	7百万円
② 上記に対応する債務	
固定負債その他	1,517百万円
(4) 保証債務	
債務保証等	

（単位：百万円）

保証先	内容	金額
従業員（財形融資）	銀行借入金	20
	合計	20

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) 退職給付制度終了益

親会社による連結子会社の吸収合併に伴い、同社の退職給付制度終了を決定したため、制度終了時の利益の額を計上したものであります。

(2) 事業構造改善費用

主に当社子会社における事業再編に伴う特別退職金であります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び株式数

(単位：株)

種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	295,863,421	—	—	295,863,421

(注) 当社は2026年4月1日付で普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	18,381	66.5	2025年3月31日	2025年6月30日
2025年11月7日 取締役会	普通株式	26,258	95.0	2025年9月30日	2025年12月2日

(注1) 2025年6月27日開催の定時株主総会決議の配当金の総額には、取締役等への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口に対する配当金28百万円が含まれております。

(注2) 2025年11月7日開催の取締役会決議の配当金の総額には、取締役等への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口に対する配当金36百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2026年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	35,932	130.0	2026年3月31日	2026年6月29日

(注1) 2026年6月26日開催の定時株主総会決議の配当金の総額には、取締役等への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口に対する配当金49百万円が含まれております。

(注2) 当社は2026年4月1日付で普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行っておりますが、2026年3月31日を基準日とする配当につきましては、株式分割前の株式数を基準とした金額を記載しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金を主に銀行借入、コマーシャル・ペーパー及び社債発行によって調達し、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

受取手形及び売掛金、契約資産に係る顧客の信用リスクは、売掛債権管理規程に沿ってリスクの軽減を図っております。また、外貨建の営業債権による、為替の変動リスクについて、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は主として株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し保有状況を継続的に見直しております。

支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、その一部の外貨建債務は為替の変動リスクに晒されておりますが、恒久的に同じ外貨建の売掛金残高の範囲内にあります。

借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債は、主に運転資金や設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、金利スワップを利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、いずれも実需に基づくものであり、それぞれ将来の為替変動リスク、金利変動リスク、主要原材料である銅及びアルミの価格変動リスクをヘッジする目的にのみ限定しており、その対象金額の範囲内で行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額21,586百万円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
関係会社株式	10,791	7,530	△3,261
其他有価証券	15,889	15,889	—
(2) 社債（*1）	20,000	19,681	△319
(3) 長期借入金（*2）	50,250	48,365	△1,885
(4) デリバティブ取引（*3）			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	1,861	1,861	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	13	13	—

（*1） 1年内償還予定の社債（連結貸借対照表計上額10,000百万円）は、社債に含めております。

（*2） 連結貸借対照表上、短期借入金として計上している1年以内に返済予定の長期借入金10,000百万円については、長期借入金に含めております。

（*3） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	15,889	—	—	15,889
デリバティブ取引				
① ヘッジ会計が適用されていないもの	—	1,861	—	1,861
② ヘッジ会計が適用されているもの	—	13	—	13

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
関係会社株式	7,530	—	—	7,530
社債	—	19,681	—	19,681
長期借入金	—	48,365	—	48,365

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、日本証券業協会から入手したデータに基づき市場価格を算定しており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約取引の時価は先物為替相場を使用して算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。商品先物取引はLME（ロンドン金属取引所）の期末公示価格と、期末為替相場に基づいて算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（下記「長期借入金」参照）。

長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しておりレベル 2 の時価に分類しております。なお、一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用オフィスビル等（土地を含む。）を有しております。2026年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は4,986百万円（主な賃貸収益は売上高、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時価
37,995	114,142

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注2）期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価書」に基づく金額であります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や、適切に時価を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、直近の評価時点の評価額によっています。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 338円45銭

(2) 1株当たり当期純利益 94円93銭

(3) 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(4) 取締役等への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式2,279,430株を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

また、「1株当たり当期純利益」の算定上、当該信託口が保有する当社株式の当連結会計年度における期中平均株式数2,313,983株を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

8. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2026年2月25日開催の取締役会の決議に基づき、2026年4月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割の概要

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を下げることで、個人をはじめとした投資家の皆様が投資しやすい環境を整えて投資家層の拡大を図ることを目的としています。

(2) 株式分割の方法

2026年3月31日を基準日として、同日付最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式1株につき、6株の割合をもって分割いたしました。

(3) 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	295,863,421株
今回の分割により増加する株式数	1,479,317,105株
株式分割後の発行済株式総数	1,775,180,526株
株式分割後の発行可能株式総数	7,000,000,000株

(4) 日程

基準日公告日	2026年3月16日
基準日	2026年3月31日
効力発生日	2026年4月1日

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、(1株当たり情報に関する注記)に記載しております。

(6) その他

①期末配当

今回の株式分割は、2026年4月1日を効力発生日としていますので、2026年3月期にかかる期末配当につきましては、株式分割前の株式が対象となります。

②資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の変更はありません。

2. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、当社の定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたしました。

(2) 変更の内容

(下線部分に変更箇所を示しています)

現行定款	変更後定款
第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は11億9千万株とする。	第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は70億株とする。

(3) 効力発生日

2026年4月1日

(重要な設備投資)

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、当社佐倉事業所における新工場を建設することを決議いたしました。

1. 取得の理由

当社は、日米両国政府の「戦略的投資に関する覚書」に基づき、2025年10月28日に米国商務省と枠組み合意書 (Framework Agreement) を締結しており、米国のAIインフラ強化における光ファイバケーブルの供給者として選定されています。生成AIデータセンタ市場における光ファイバケーブルの需要拡大にさらに対応するとともに、米国AIインフラ強化への貢献も見据え、日本及び米国において順次、合計最大3,000億円を投じ、光ファイバ及び光ケーブルの生産能力をそれぞれ現状の最大3倍にすることを目指す方針であります。本投資は、同方針に沿って、最大400億円をかけて新工場を建設するものです。

2. 取得資産の内容

投資場所	佐倉事業所内
資産の内容	工場建屋、生産設備など
投資予定額	約400億円
稼働開始	2030年12月 (予定)

3. 今後の業績に与える影響

当該固定資産の取得による2027年3月期の業績に与える影響は軽微であります。

9. 収益認識に関する注記

(1) 主要な財又はサービス別及び主たる地域市場別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 2	合計
	情報通信 事業部門	エレクトロ ニクス事業 部門	自動車 事業部門	エネルギー 事業部門	不動産 事業部門 (注) 1		
主たる地域市場							
日本	16,070	21,418	32,242	156,488	11,032	4,175	241,425
アジア（日本除く）	85,049	81,538	8,814	258	—	873	176,532
北米	456,982	59,882	49,394	—	—	1,785	568,043
欧州	53,706	8,358	64,883	236	—	2,857	130,038
その他	41,171	1,110	24,038	1	—	—	66,320
顧客との契約から生じる 収益	652,977	172,305	179,370	156,983	11,032	9,691	1,182,358

(注) 1. 「不動産事業部門」における収益には、顧客との契約から生じる収益に加え、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）等に基づく収益等が含まれております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに該当しない、事業化を検討している新規事業等を含んでおります。

3. セグメント間の内部売上高又は振替高を控除した後の金額を表示しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

当社及び当社の連結子会社は、情報通信事業部門、エレクトロニクス事業部門、自動車事業部門、エネルギー事業部門に亘って、製品の製造、販売、サービス等の事業活動を展開しております。また、不動産事業部門においては、約束された財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社及び連結子会社では、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

また、当社及び連結子会社が納入した製品について保証期間を設定し、返品、交換等の義務を有しております。加えて一定の期間にわたって充足される履行義務においては、その進捗に応じて収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な変動対価及び金融要素は含んでおりません。

また、顧客から原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償支給を受ける取引においては、原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識しております。加えて、エネルギー事業部門において連結子会社は輸送費の低減及び銅材の安定供給を目的として、複数社との間で銅を同量融通する取引（いわゆる交換取引）を行っておりますが、同取引においては純額で収益を認識しております。

なお、買戻し契約に該当する有償支給取引については、有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について「有償支給取引に係る負債」を認識しております。有償受給取引については、加工代相当額のみを純額で収益を認識しております。

加えて、一定の期間にわたって充足される履行義務においては、「契約資産」を認識しております。また、財又はサービスを顧客に移転する前に顧客から対価を受け取る場合、顧客から対価を受け取った時又は対価を受け取る期限が到来した時のいずれか早い時点で、顧客から受け取る対価については「契約負債」を認識しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、連結貸借対照表で記載しているため、本注記においては記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

10. その他の注記

記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	53,076	13,269	15,034	28,303	938	72,684	73,622
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				—		△44,639	△44,639
固定資産圧縮積立金の積立				—	0	△0	—
当期純利益				—		93,998	93,998
自己株式の取得				—			—
自己株式の処分			1	1			—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				—			—
事業年度中の変動額合計	—	—	1	1	0	49,359	49,359
当期末残高	53,076	13,269	15,034	28,303	938	122,043	122,981

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△10,348	144,653	5,781	134	5,915	150,568
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△44,639			—	△44,639
固定資産圧縮積立金の積立		—			—	—
当期純利益		93,998			—	93,998
自己株式の取得	△40	△40			—	△40
自己株式の処分	34	35			—	35
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）		—	2,876	△134	2,742	2,742
事業年度中の変動額合計	△6	49,354	2,876	△134	2,742	52,096
当期末残高	△10,353	194,007	8,657	—	8,657	202,664

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

その他有価証券

移動平均法による原価法

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法（月別）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物 主として 50年

機械装置 主として 7年

無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社に対する出資金額及び債権金額等を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は情報通信事業部門、エレクトロニクス事業部門、自動車事業部門に亘って、主として完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であることから、出荷時に収益を認識しております。また、不動産事業部門においては、約束された財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

(外貨建売上取引等)

為替予約が外貨建売上取引の前に締結されているものは、外貨建取引及び金銭債権に為替予約相場による円換算を行っております。

なお、外貨建の予定取引については為替予約を時価評価したことによる評価差額を貸借対照表に繰延ヘッジ損益として繰延べております。

(借入金の変動金利)

金利スワップの特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約等 金利スワップ	外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引 借入金の変動金利

③ ヘッジ方針

外貨建取引における為替変動リスク及び一部の借入金における金利変動リスクについてヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(会計上の見積りに関する注記)

計算書類で認識している重要な会計上の見積りに関する情報は、下記のとおりです。

・市場価格のない関係会社株式及び関係会社出資金の評価

当社は、当事業年度の貸借対照表において、市場価格のない関係会社株式99,079百万円、関係会社出資金12,671百万円を計上しております。

市場価格のない関係会社株式及び関係会社出資金については、投資簿価と各社の純資産金額に基づく実質価額を比較し、実質価額が投資簿価に比べ著しく低下した場合に、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減損処理する方針としております。実質価額が著しく低下した場合は、実質価額が取得価額に比べ50%程度以上低下した場合としておりますが、50%程度未満の低下であっても、30%以上低下した場合には今後著しい低下が発現する可能性がないかを検討しております。また、回復可能性の判定にあたっては、会社の意思決定機関で承認された中長期の事業計画等を用い、実行可能性や合理性について検討を行っております。

当事業年度の市場価格のない関係会社株式及び関係会社出資金の評価において、実質価額の著しい低下は認められなかったため、減損処理は不要と判断しました。しかしながら、各関係会社の今後の業績次第では、翌事業年度の計算書類に株式評価損を計上する等の影響を及ぼす可能性があります。

・繰延税金資産の回収可能性

当事業年度の計算書類に計上した繰延税金資産の金額は13,046百万円であります。当社の将来課税所得見込み等に基づいて、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来課税所得見込み等の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	195,023百万円
(2) 有形固定資産の減損損失累計額	16,324百万円
(3) 担保資産及び担保付債務	
① 担保に供している資産	
土地	7百万円
② 上記に対応する債務	
固定負債長期預り敷金保証金	1,517百万円

(4) 保証債務
債務保証等

(単位：百万円)

保証先	内容	金額
(関係会社)		
Fujikura Electronics (Thailand) Ltd.	銀行借入金等	3,418
Fujikura Automotive Vietnam Ltd.	銀行借入金	1,150
AFL Telecommunications LLC	その他保証等	793
FUJIKURA CONEC VIETNAM COMPANY LIMITED	銀行借入金	440
Fujikura Automotive Europe S.A.U.	契約履行保証	155
AFL Telecommunications Australia Pty Ltd.	契約履行保証	95
Fujikura Electronic Components (Thailand) Ltd.	その他保証	85
Fujikura Europe Ltd.	銀行借入金	76
	小計	6,211
(関係会社以外)		
従業員（財形融資）	銀行借入金	20
	小計	20
	合計	6,231

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	50,741百万円
短期金銭債務	46,685百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	関係会社に対する売上高	148,275	百万円
	関係会社からの仕入高	79,476	百万円
	販売費及び一般管理費	3,343	百万円
	関係会社との営業取引以外の取引高	44,634	百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	19,875,256	2,534	34,595	19,843,195

(変動事由の概要)

1. 普通株式の自己株式数の増加2,534株は、単元未満株式の買取によるものであります。
2. 普通株式の自己株式数の減少34,553株は、取締役等への株式報酬制度「株式交付信託」から対象者への株式交付によるものであります。
3. 普通株式の自己株式数の減少42株は、単元未満株式の売渡によるものであります。
4. 普通株式の自己株式数には、取締役等への株式報酬制度「株式交付信託」に係る信託口が保有する当社株式379,905株が含まれております。
5. 当社は2026年4月1日付で普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

関係会社株式評価損	10,995百万円
出資金評価損	5,486
未払賞与	1,406
退職給付引当金	1,231
ソフトウェア	1,089
減損損失	899
投資有価証券評価損	811
減価償却超過額	734
その他	2,144
繰延税金資産小計	24,795百万円
評価性引当額	△8,134百万円
繰延税金資産合計	16,661百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券時価評価差額	3,101百万円
固定資産圧縮積立金	429
資産除去債務	55
その他	31
繰延税金負債合計	3,615百万円
繰延税金資産の純額	13,046百万円

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

6. 関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注1)	科目	期末残高 (注1)
子会社	西日本電線㈱	所有 直接60.8%	資金の預入等	資金の預入 (注2)	43,924	預り金	8,124
子会社	第一電子工業㈱ (注3)	所有 直接100.0%	資金の預入 吸収合併等	資金の預入 (注2) 吸収合併 資産合計 負債合計	5,500 6,202 2,430	—	—
子会社	フジクラ電装㈱	所有 直接100.0%	同社製品の一部購入	製品の購入 (注4)	30,009	買掛金	3,031
子会社	㈱フジクラ・ ダイヤケーブル	所有 直接70.7%	資金の預入	資金の預入 (注2)	275,265	預り金	10,072
子会社	藤倉商事㈱	所有 直接100.0%	当社製品の販売	製品の販売 (注4)	8,419	売掛金	3,242
子会社	㈱フジクラプリントサー キット	所有 直接100.0%	資金の預入等 役員の兼任	資金の預入 (注2)	67,008	預り金	10,252
子会社	藤倉（中国）有限公司	所有 直接100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売 (注4)	11,189	売掛金	4,013
子会社	AFL Telecommunications LLC	所有 間接100.0%	当社製品の販売	製品の販売 (注4)	52,740	売掛金	16,939
子会社	藤倉香港貿易有限公司	所有 直接100.0%	当社製品の販売	製品の販売 (注4)	27,006	売掛金	6,031
関連会社	㈱ビスキャス (注5)	所有 直接50.0%	資金の援助等	資金の貸付 (注2) 債権放棄 (注6)	555 8,266	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 取引金額には消費税等が含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2) 金利については市場金利を勘案して決定しております。
- (注3) 当社は2025年5月1日付で、第一電子工業㈱を吸収合併いたしました。このため、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。
- (注4) 製品の購入及び販売については、市場価格を勘案して協議のうえ、決定しております。
- (注5) ㈱ビスキャスは、2026年3月31日付で解散いたしました。このため、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。
- (注6) ㈱ビスキャスに対する債権放棄は、同社の解散にあたり取締役会決議をもって行ったものであります。なお、当該債権放棄に対し、前事業年度までに計上した貸倒引当金を充当しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 122円37銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 56円76銭 |
- (3) 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
- (4) 取締役等への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式2,279,430株を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり当期純利益」の算定上、当該信託口が保有する当社株式の当事業年度における期中平均株式数2,313,983株を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

8. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

「連結注記表 8. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. その他の注記

記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。